

檜崎猪太郎氏の希望條項

二二

一、組合長となる以上は普通一般の看板的組合長たる事は絶対に謝絶したし

答、組合長是有給制度にして任期を三箇年となし海員全體の権利を掌握するものなり

二、組合長となる以上は組合の主義綱領の立案及び事實上經營の衝に當り一意專心海員と其の体戚と共に

にするの覺悟を以て直接實務實行に付き各員と協力することに致したし

答、右異議なきは勿論にして一般的の望む處なり

三、前項の主旨に依り組合本部は神戸に置かれたし

答、神戸に本部を置くことに異議なし

四、將來の擴張及び増収を見越して經營の基礎とする事は組合前途の爲め甚だ不安なるが故に合同當初

に於ては先以て從來の確實なる收入を基礎とし其の内約二割は絶對的之れを積立て其の残額を以て支

辨し得べき程度に於て役員報酬及び經常費を定むる事とし之れに對する役員數及び報酬並に事務經常

費の腹案を示されたし

答、組合長決定の後組合長の腹案に基くものとし積立て二割とする事

五、組合の役員たるべき人々は何れも獻身的覺悟を以て其の衝に當り苟も組合員中より組合を喰ひものにすると謂ふが如き講りを絶對に之れを避ける事若し會費の收入不足するが如き場合ありとも其の報

酬及び經常費は右收入の範圍に於て辛棒し假りにも負債を起し又は威嚇的態度を以て外部に臨むが如

き舉動は絶對に譴むを以て信條とする事に致したし

右組合設立完成役員決定の上固く誓約する事・
右の外今一應御協議ありたし 以上

大正十年一月五日

檜崎猪太郎氏の書簡

記
日本海員組合創立委員御中
拜啓、過日御約束申上置き候事項に付別紙供費覺候間乍御手數何分の御回答被成下度此段得貴意候

早々敬具

一、組合成立の際は本部を神戸に支部を横濱に置くことに付絶對に寸毫の異議なきや若しあらば其の意見如何

二、出張所を置かんとする地名如何

三、現在各團體の役員役名及び其の出身別(甲板部機關部)並に其の長處(統率的才能ありや宣傳に適するや又は事務に適するや)

四、前記本部支部及び出張所の役員となるべき豫想人名並に其の給料及び之れに要する主事庶務會計給仕等の人員(各所別)並に其の給料の豫算

五、本部、支部及び出張所の家賃、事務費(各所別)豫算